

平成二十一年三月十三日受領
答弁第一八五号

内閣衆質一七一第一八五号

平成二十一年三月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出最高裁判所裁判官に対する国民審査に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出最高裁判所裁判官に対する国民審査に関する第三回質問に対する答弁書

一及び三について

最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）については、都道府県の選挙管理委員会が発行する審査公報による基本的な情報のほか、国民が普段から目にする最高裁判所の裁判官や裁判に関する日頃の報道等も併せて判断材料とされることにより、最高裁判所裁判官がその職責にふさわしい者であるか否かについて適切に判断されているものと考えている。

このようなことから、現時点において、総務省として、御指摘の「経歴放送等の方法により、より国民に「最高裁判官」についての情報を提供すること」について具体的な検討を行うことは考えていない。

二について

国民審査については、従来より、その意義、目的等についても啓発を行ってきたところであり、その趣旨は国民にも広く認識されているものと考えており、「現行の「国民審査」は形骸化したものでしかないのではないか」との御指摘は当たらないものと考えている。